

平成28年度

川内市街部改修促進期成会補助金

評価表 NO.

60

所管部課名	建設政策課			担当者	吉満			
事務事業名	河川管理費							
根拠法令	薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
平成28年度 予算額	418 千円		国県支出金 千円	一般財源 418 千円		その他 千円	その他の内容	
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	要望回数			2回		平成33年度		
成果指標②	川内川河川事務所 河川事業関係予算			必要額		平成33年度		
補助対象者	川内市街部改修促進期成会							
補助対象経費	川内市街部改修促進期成会の運営及び事業に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	川内川抜本改修計画に基づく川内川改修の促進							
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	100%							
上記項目の積算方法	予算に定める額							
補助を受ける事業（団体）等の経過を受ける事業（団体）等の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	210,000	66.7%	494,000	96.3%	471,000	91.2%
		雑収入	12	0.0%	15	0.0%	28	0.0%
		（前年度繰越金）	104,719	33.3%	19,097	3.7%	45,412	8.8%
	計	314,731	100.0%	513,112	100.0%	516,440	100.0%	
	支出	事業費	293,030	93.1%	467,700	91.1%	402,100	77.9%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	2,604	0.8%		0.0%	4,162	0.8%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	19,097	6.1%	45,412	8.9%	110,178	21.3%
		計	314,731	100.0%	513,112	100.0%	516,440	100.0%
		支出計/前年度支出計			163.0%		100.6%	
		自己資金/前年度自己資金						
翌年度繰越金/市補助金	9.1%		9.2%		23.4%			
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		2回		2回		2回		
成果指標の推移②		2,954百万（当初）		3,285.5百万（当初）		3,002.9百万円（当初）		
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」・他自治体等の要望活動における経費を把握するなど、常に補助額が適正であるように努められたい。・繰越金縮減のため平成25年度に補助額の調整をしたことは評価する。次年度以降の補助金についても、精査をした上で補助額の設定をされたい。 【前回評価への回答】 事業の効率化を図り、適正な事業費の見積りによる補助額を設定したい。 【今年度の改善点】 九州地方整備局への要望活動を南九州西回り自動車道阿久根川内道路協力会等の要望活動と同日に調整し、経費の効率化を図った。 【事業のPR方法】 市議会へ報告。 【費用対効果】 川内市街部改修事業は順調に進捗しており、今後も当該期成会の活動を継続し、建設促進を図りたい。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	期成会による要望活動が、川内川の川内市街部改修事業の促進に寄与し、中心市街地における治水安全度の向上が図られている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① 平成27年9月の関東・東北地方における豪雨災害など、近年国内で発生した大規模災害の影響により、今後の事業予算の確保が懸念されることから、行政、住民代表、商工業者、農業者等による継続した要望活動が必要であり、市単独で行うよりも関係団体が連携し活動した方が効果が高い。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	川内川改修の促進による治水安全度の向上は、水害から市民の生命・財産を守るため必要であり、川内市街部改修事業は、順調に進捗している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市単独による要望活動よりも、行政、住民代表、商工業者、農業者等関係団体が連携をとり、国県の関係機関へ協力及び要望活動を行った方が効果が高い。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額は予算に定める額であり、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	期成会の活動は、市の政策実現のための手段であり、市単独で活動を行うよりも団体による活動のほうが効果が高く、事業完了まで継続した活動が必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該補助事業以外の活動なし。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	他に手段はなく、最も妥当な政策手段であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	期成会の運営及び事業内容は、総会によって承認され、妥当性を欠くものとはなっていない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈上記方向の理由〉 要望活動により、事業は順調に進捗しているが、大小路地区、天辰Ⅱ地区の整備が残されており引続き要望活動を行っていく必要がある。 また、事業予算確保のため、事業主体からも継続的な要望活動について協力を依頼されている。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

川内市街部改修促進期成会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱（薩摩川内市告示第102号）第2条の表に掲げる川内市街部改修促進期成会補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内市街部改修促進期成会補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなくてはならない。

- (1) 当該期成会の運営
- (2) 当該期成会の事業

(補助金の額)

第3条 川内市街部改修促進期成会補助金の額は、予算に定める額とする。

(補助対象経費)

第4条 川内市街部改修促進期成会補助金は、次の各号に掲げる事項に要する経費について交付する。

- (1) 当該期成会の運営に要する経費
- (2) 当該期成会の事業に要する経費

(交付の申請)

第5条 川内市街部改修促進期成会補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

第6条 川内市街部改修促進期成会補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に川内市街部改修促進期成会補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 川内市街部改修促進期成会補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 川内市街部改修促進期成会補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果という。）は、計画に対する事業進捗の状況を用いて測定するものとする。

(補助事業者の責務)

第9条 川内市街部改修促進期成会補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の社会基盤整備政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、建設部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所用の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。